

「わかりやすい！乙種第4類危険物取扱者試験」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.168 【2】 受講期間

原則 (ア)従事し始めた日から **1年以内**、その後は、**講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内**ごとに受講します。(イ)但し、従事し始めた日から過去 **2年以内**に**免状の交付か講習を受けた者は、その交付や受講日以後における最初の4月1日から数えて3年以内**に受講すればよいことになっています。

P.168 下から4行目

例2) 前回の講習を受けた日から1年後に、新たに取扱作業に従事し始めた場合。⇒(イ)の「(従事し始めた日から)過去2年以内に講習を受けた者」に該当するので、前回の講習を受けた日**以後における最初の4月1日から3年以内**に受講すればよいこととなります。

P.168 左欄

※受講期間より下の文章9行分を削除します。その下の例1の解説に当たる図はそのまま残し、一番下の例2の解説に当たる図は削除して下さい。

P.221 問題【50】 (4)

継続して危険物の取扱い作業に従事している危険物取扱者は、前回講習を受けた日**以後における最初の4月1日から3年以内**に講習を受けなければならない。

P.222 左欄 〈原則〉以降

〈原則〉 従事開始から1年以内、その後は受講日以後における最初の4月1日から3年以内
〈例外〉 過去2年以内に交付か講習を受けた場合 ⇒その日以後における最初の4月1日から3年以内

以上